



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	シンポジウムⅣ：第4回北海道ダイアログ：東アジアにおける市民社会対話
Citation	年報 公共政策学, 10, 61-73
Issue Date	2016-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62423
Type	other
File Information	APPS10_06.pdf



シンポジウムⅣ：

第４回北海道ダイアログ

東アジアにおける市民社会対話

北海道大学公共政策大学院附属公共政策学研究センター東アジア研究所は2016年２月19日から20日の２日間にかけて「第４回北海道ダイアログ」を開催した。「北海道ダイアログ」は、日本、韓国、台湾、中国という東アジア地域の４つの市民社会を代表する民間研究者・言論人が集まり、この地域が直面する共通の、共時的な問題について相互理解を深め、信頼を醸成し、下から東アジア地域秩序を作り直す中長期的試みであり、主催者はこれを「東アジアにおける市民社会対話」と位置付けている。それは、この地域の専門家、知識人が、領土、歴史、ナショナリズム、政治体制の違いなどから免れ得ない「国家」のディスコースから等しく距離を置き、この地域に共に生活する一人ひとりの「市民」として、あるべき市民社会の姿を共に考え、共通の価値、目標、理想を模索し、追求していくプロセスでもある。

環境運動、労働運動、社会運動、ジェンダー、そしてネット社会といった多様な問題群を扱った第１回会合（2013年）、「メディア、ネット、市民社会と権力」をテーマとした第２回会合（2014年）、昨年の第３回会合（2015年）では、若者が直面している就職難、非婚化、既得権の固定化と政治参加や社会活動をテーマとした。過去３回の「北海道ダイアログ」は、いずれも北海道大学で開催したが、今年の第４回会合では韓国で中央大学を会場に「親密圏の変容」をテーマとし、家庭の変容、ジェンダー、子供の貧困などについて考察・議論を展開した。

以下、「第４回北海道ダイアログ」の概要を掲載する。

開催日程：2016年２月19～20日

主 催：北海道大学公共政策大学院附属公共政策学研究センター東アジア研究所

共 催：北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター、北海道新聞

於：中央大学（韓国）

■ 報告

主な参加者

- 申 光榮（中央大学（韓国）社会学科教授）
申 晋旭（同大学教授）
白 承旭（同大学教授）
金 京姫（同大学教授）
柳 玟熙（公益人権弁護士）
呉 小英（中国社会科学院社会学研究所研究員／家庭・ジェンダー研究室主任）
王 小平（北京天下溪教育諮詢センター副総幹事）
姚 人多（清華大学（台湾）社会学研究所所長／准教授）
沈 秀華（同大学准教授／婦女新知基金会董事長）
林 秀怡（婦女新知基金会開発部主任）
野宮大志郎（中央大学（日本）文学部教授）
筒井 淳也（立命館大学産業社会学部教授）
富永 京子（同大学准教授）
柴田 悠（同大学准教授）
高橋 亜美（アフターケア相談所ゆずりは所長）
範 俏慧（東京大学教育学研究科博士課程）
池 直美（北海道大学公共政策大学院専任講師）
西本 紫乃（同大学院専任講師）

司 会

- 李 娜榮（中央大学（韓国）社会学科学科長／教授）
遠藤 乾（北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター長／教授）
鈴木 賢（明治大学法学部教授）
林 成蔚（常葉大学法学部教授）

1. 会議の趣旨説明

（遠藤乾・北海道大学公共政策大学院
教授：19日午前）

過去3回の「北海道ダイアログ」では東アジア地域の社会運動、メディア、若者をテーマとして議論した。第4回「北海道ダイアログ」は、家庭と家族の形態の変化に伴うケアや愛着共同体の実態が

変化しつつあるという現状を踏まえ「親密圏の変容」をテーマとした。大家族から核家族化、少子化や非婚化が進むなかで、個人を取り巻く社会的な一次共同体が変化していること。それに伴って外国人ケア労働者を導入したり、国際結婚の増加といった新たな動きが見られるようになっている。また、ジェンダーや国民

的再生産にかかる規範や個人の行動にも変化が生じている。こうした親密圏をめぐる社会の変化は日中台韓の4社会に共通して観察しうるものである。今回も、この分野についてアカデミズムな角度から分析をしていただく有識者と実際に活動に取り組んでいる社会活動家に参加いただいている。家族・ケアの問題に対して、各国において国家がいかなる政策をとっているのか、現状や課題を持ちより議論したい。

2. 第1セッション

（今日の東アジアの社会運動：報告）

初日（2/19）午前の第1セッションにおいては、富永京子准教授（立命館大学）、野宮大志郎教授（日本中央大学）、申晋旭教授（韓国中央大学）の3名から韓国と日本における社会運動の現状と課題について報告が行われた。

富永京子准教授からは2015年の日本の安全保障関連法案の国会可決への反対運動をめぐり、新たな社会現象として注目された SEALDs に代表される若者による抗議活動をめぐり、旧来の抗議活動と、若者を主体とした抗議活動にみられたこれまでにない抗議の仕方が紹介された。日本ではこれまで若者は政治に対して無関心で無気力だとされてきたが、ヒップ・ホップで抗議のメッセージを叫ぶ若者たちの新たな抗議スタイルは多くの人々の関心を集め、より多くの若者を抗議活動に巻き込んでいくムーブメントを起こしたことが紹介された。

野宮大志郎教授からは世界唯一の被爆国である日本の戦後の核をめぐる兵器あ

るいはエネルギーとしての利用についての国家的な政策と、市民による反核運動について報告が行われた。その過程において、国民がいかに核の平和利用と原子力発電所建設を受け入れるに至ったかについて、経緯と考察の報告がなされた。

申晋旭教授からは近年の韓国における福祉や労働に関する市民運動と政治的な影響力について報告が行われた。学費を半額に減免する奨学金制度の導入を求める社会運動とパートタイム労働者の労働組合の活動を取り上げ、彼らが政治的な影響力を獲得するためにとった戦略が紹介された。その上で、韓国においてより効果的に社会運動を展開するためには、明確なゴールを掲げること、メディアを活用すること、政治家に対する働きかけや選挙のタイミングをうまく利用することが市民運動をより効果的に展開するポイントになるとの示唆が報告された。

3. 第2セッション

（親密圏の変容：家族、再生産、世帯）

19日午後の第2セッションでは、中国、韓国、台湾、日本のそれぞれの有識者から、社会学的な角度から各国における親密圏の変容についての現状分析と直面している課題にかかる報告が行われた。

中国社会科学院の家庭・ジェンダー研究室・呉小英主任からは、社会主義の国家体制の下、国家にとっても個人にとっても家庭が、安全を求めるよりどころになっているとの報告が行われた。中国では20世紀初頭の新文化運動において、封建的制度に対する批判から家族についても伝統概念を打ち壊す必要性が叫ばれた。

中華人民共和国成立後も、私有制の否定、「無私無欲」の集団主義の提唱にあわせて家族の枠組みから個人が切り離され、生産のための単位制度に組み込まれていった。国家による強制的な切り離しの脱家族化が行われた一方で、集団生活の下でも、国家は伝統的な家族の美德を提唱した。また、戸籍制度、出身による個人の社会的地位のレッテル貼りや家族請負制など、個人の行動を制約するために家族を利用した。他方で、個人にとって家族はライフスタイルの変化とともに「脱家族化」していく一方で、不安定な雇用、医療や高齢者ケアの社会サービスの未整備といった現実を反映して、個人の安全にとってリスクを避けるための拠り所となっている。社会の安定維持の必要性の高まりから最近もあらたに伝統的な家庭における女性の役割を提唱する政治宣伝が行われるようになっていく。また、個人の活動に一定の規制を加えるために国家が家庭を利用しようとする動きも見られる。例えば、2015年春にフェミニズム運動家5人が身柄を拘束された際に、当局は身柄拘束前に彼女らの家族に警告の連絡をして、活動家らに行動を慎むよう暗に規制をかけている。家庭は本来、親密な関係を保つプライベートな空間であるべきだが、今日中国では、国家と個人がリスクを回避するために安心を求めて家庭を自分のものにしようとする現象が起きている。

韓国中央大学社会学の金京姫教授からは韓国におけるマクロ経済の動向と社会構造の変化に影響を受けている個人の親

密圏についての報告が行われた。韓国では1997年の経済危機以降、労働市場の変化に柔軟に対応できるよう新自由主義的な経済へと構造が変化していった。その結果、非正規雇用が拡大し労働者にとって不安定な雇用形態が一般化した。さらに、2008年のリーマンショックでは韓国は中小企業や自営業が大きな打撃を受けた。特徴的なのはリーマンショック以降、韓国では女性の雇用率が上がっている点であり、このことは、女性が低賃金の非正規雇用で就業せざるを得なくなったという現実を反映している。若年層と高齢者も非正規雇用での労働を余儀なくされる傾向が強く、労働市場の二極化が起きている。二極化した労働形態により、非正規雇用で働く女性は結婚や出産を契機に仕事を辞めたり再就職をするというような就労形態であるのに対し、高学歴で正規雇用の女性は出産をしないあるいは結婚をしないというライフスタイルを選択する人が増えている。他方で男性は、高学歴男性は正規雇用の仕事に就き家庭を持ち安定した暮らしであるのに対して、低学歴男性では非正規雇用で結婚や子供を持つことをあきらめる人も多くなっている。雇用不安と社会の二極化現象は、若者にとって深刻な問題となっており、若者の絶望感は恋愛、結婚、出産をあきらめる「3放棄世代」、あるいはそれに加えて人間関係、住宅、夢、希望をあきらめる「7放棄世代」という言葉で表現されている。さらに、未婚化や晩婚化に伴って生じる少子化は将来の労働力不足から韓国全体の国際的競争力の低下が危惧されている。こうした社会の構造的な変

化を受けて、韓国政府は家族政策に力を入れている。盧武鉉政権では売春防止と戸籍制度の撤廃など男女の不平等を是正するフェミニスト的な政策が推進された。李明博政権では女性政策担当機構を設け、少子化問題に対応するため結婚の奨励や中絶禁止、女性人材の積極活用を推進した。朴槿恵政権では、少子高齢化の問題を解消するために、住宅や雇用といった家族支援に重点を置いた対策が行われている。目下の課題として、家庭内ケア労働のジェンダー不平等の是正、親密圏の不安定化をもたらす不安定な雇用への対策、結婚や国民的再生産に対する社会的規範の変化に対応した多様な家族モデルへの社会サービスの提供などへの対処が求められていることが紹介された。

韓国の金京姫教授の報告に続き、台湾のフェミニズム運動をリードするNGO「婦女新知基金会」の代表も務めている台湾の清華大学・沈秀華准教授から、台湾の女性を取り巻く現状とジェンダー不平等を是正する運動が紹介された。台湾の法律で婚姻や家庭など親密圏を規定するものは「民法・親族編」であるが、この法律は1930年で成立し、1949年以降もそのまま台湾に適用され続けているものである。このため、男性優位、父権重視の古い規範や観念をベースにしており、現在の社会の実情に合っていない部分がある。「婦女新知基金会」は家庭内の男女平等や女性差別の撤廃をめざし、法律の改正を求める運動を展開している。1994年には子供に対する両親の権利において父権の優先を記した民法は男女平等を明示

している憲法に違反するとして法律の改正を求め、裁判での違憲判決を勝ち取った。その後も、夫婦の財産に関する民法の女性不利な規定を改めるべく法廷での民事裁判の判決を監督する活動を展開し、2002年に夫婦財産について男女平等の原則に基づいた法改正が実現した。また、台湾にはいまだに姦通罪の規定がある。姦通罪の適用において女性が不利になるケースの方が多かったことから、「婦女新知基金会」も2007年から姦通罪の撤廃にむけて運動をはじめ、国内の他の女性団体や国際専門家らを巻き込んで活動を展開しているが、まだ、姦通罪の撤廃には至っていない。さらに、台湾では同性愛、事実婚、独身者など正規の結婚の形態をとらない個人やカップルの権利の保障が十分でない。多様化する台湾の家族の形態に対して「婦女新知基金会」は2006年から「多元家庭討論会」を立ち上げ、法律上の「親密関係」の再定義を求める活動を展開している。2008年からはLGBT問題への取り組みも始めている。台湾の他の同性愛者をサポートするNGOと連携して多様な家庭形態の容認と「民法・親族編」の改正を求め、2011年に台湾で初めてとなる「パートナー制度草案」を発表した。台湾政府はまだパートナー制度を導入していないが、2015年5月には高雄市は戸籍上の同性パートナーの受理を開始し、同年10月には台北市、台中市でも受理されるようになった。台湾では活発な市民団体の活動に刺激され、女性の権利保護や多様な親密圏の在り方が認められるようになっているが、伝統的な規範に基づく、財産分与、子供の姓、正

月や葬儀の風習など、男女平等でない慣習が残っている。「パートナー制度草案」は社会に対する啓蒙活動を通じて台湾の女性の権利の向上に努力しているとのことであった。

続いて、日本のワーク・ライフ・バランス、仕事と家族をめぐる規範と制度における気鋭の研究者である立命館大学の筒井淳也教授から、日本の少子化に対して、夫婦共稼ぎが解決策になるのかというテーマで報告が行われた。日本では1990年代から出生率が低下し、高齢化と人口減少が進んでいる。日本同様に韓国、台湾でも出生率の低下現象がみられ、少子高齢化は東アジアに共通する社会問題になっている。他の先進国の事例では、女性の労働参加が進むと少子化になる傾向が見られたものの、近年では出生率はもなおす傾向にある。日本の場合女性の就業率は先進国の中でも低い水準にあり、なおかつ出生率も低い。OECD 加盟国の女性の労働参加と出生率の相関を調べたところ、女性の労働参加が10%上がれば、出生率も0.02から0.03ポイント上昇することが分かった。また、男性の労働不参加の割合が高くなると、出生率が低下することも明らかになっているが、男性が労働に参加していなくても女性の労働参加があれば、出生率は上がる傾向がある。このことから、女性の労働参加は男性の失業を埋め合わせることができ、男性主権的な労働モデルに代わる新たな就労形態となりうるといえる。それでは夫婦共稼ぎが少子化の進展に歯止めをかけることができるかということ、そこでは

新たな問題が生じる。かつては男性だけが働いていた場合、女性の家庭内の無償労働に支えられていたが、現在は育児休暇制度が整っているので、正規雇用の場合は就労と家事労働の両立がしやすくなっている。先進国ではすでにみられるように男女の収入の格差と婚姻とは同類婚の傾向があることから、男女共働きになった場合の収入の変化を収入の高いグループ、中間のグループ、低いグループに分けてみると、収入の高いグループでは共働きによって世帯の合計収入が増えるのに対し、逆に非正規雇用などで収入の低いグループでは共働きによって家事労働の負担が増大し、世帯収入が減少する。これにより新たに収入格差と貧困の問題が拡大し、ワーク・ライフ・バランスの予期せざる効果といえる。この問題を是正するには世帯課税をする必要があるが、世帯課税によって女性の労働参加が抑えられるという副作用が起こる恐れがある。結論として、共働きが少子化を解決する可能性があるが、その場合は、家事無償労働について検討する必要があり、海外からの家事労働力の導入も検討すべき。また、女性の雇用を確保するために公的セクターでの女性労働力の採用、すなわち「大きな政府」化を選択しなければならない。さらに共働き社会が実現すれば格差の拡大にも対応しなければならないという分析が報告された。

4. 第3セッション

中国、韓国、台湾、日本の有識者からの報告の後、引き続き行われた第3セッションの冒頭では、東京大学大学院博士

課程に在籍する範俏慧さんより、中国の農村地区出身の若者の大学卒業後の都市における不動産購入と両親との家族関係に関する報告がなされた。この報告では若者の都市での住宅購入は、親から資金援助を受けたり、親の都市移住の環境を作ることで、パートナー探しを有利にしたり、次の世代のために良い教育環境を確保する狙いがあり、家族関係を利用した生活リスクの低減が図られていることが紹介された。

これに続き、19日午後の報告に対する質疑応答が行われた。主なやりとりは以下のとおり。

【問】中国の出稼ぎ労働者は都市で不動産を購入すれば都市戸籍が得られるのか。

【範】農村戸籍から都市戸籍に変えるには2つの方法がある。一つは国有企業や大手の外資系企業に一定期間勤務すること。もう一つは都市で不動産を購入することだが、地方都市では不動産購入によって比較的容易に都市戸籍を手に入れることが出来るが、北京や上海では難しい。

【問】韓国の男性の育児休暇の取得状況はどうか。

【金】韓国では1990年から男女ともに育児休暇が取得できるよう法律が改められたが、2004年には約3,400人の女性が育児休暇を取得したのに対し、男性はわずか180人だった。しかも、育児休暇を取得した男性の多くは公務員か大手企業の正規雇用の社員で、中小企業の社員や契約社員で働く男性は失業の不安から育児休暇を取得し辛い傾向にある。この他にも、男

性は育児休暇を取得しにくいという企業文化や、休暇を取得すると家庭収入が減るという問題もあり、なかなか男性の育児休暇取得拡大に至っていない。

【問】親密圏への政治の介入にはどのような意味があるか。

【筒井】日本における政治の親密圏への介入は、婚外子への相続差別への違憲判決が出て民法が改正されるなど司法分野では伝統的な家制度を否定する方向で進んでいる。他方で政治のレベルでは伝統的な家を再評価する動きが出てきている。三世代同居を推進する政策を展開している。セクシャル・マイノリティーに対する権利保障も他の先進国に比べて遅れている。日本の現状は伝統的な家族の枠組みをなくす方向とそれを再評価する動きが混在している。セクシャリティの多様性を認める国ほど出生率が高い。家族主義の国は福祉を家族に依存させる、その結果、みんな家族から逃げるので少子化はその帰結の一つだと考える。東アジアにおいては家族の負担をいかに減らしていくかが少子化問題解決の共通のカギになると思う。

【問】台湾では親密権をめぐる公民社会の運動と政治との結びつきが活発にみられるが、日本ではどうか。

【筒井】不活発だと思う。日本のフェミニズム・グループはまとまった力になっていない。

【問】国家制度は何をすべきか、また、すべきではないのか。親密権が多様化している中で、国家による労働政策と家族政策という一つのポリシーミックスで対応できるのか。

【金】国家の政策には公共性が求められる。少子化問題に直面している今日、この問題を解決するには出産を奨励するだけでなく、個人が安心して子供を産み育てることの出来る住まいや安定した仕事が必要だ。共働き家庭に国家は支援すべきだ。

【呉】国家による個人の領域への介入にどのような意味があるかという問いだが、中国ではこれまで国家政策は家庭政策から距離を置いたことは一度もない。中国では今日、親密圏の分散、個人のイデオロギーの分散は非常に深刻だ。このため、中国ではフェミニストと家庭への政治の介入を支持する人たちとの意見の隔たりは非常に大きい。また、国家制度は親密圏に対して何をすべきか、という問いに対し、中国の家庭政策において中国政府の立場は一貫して国家主義だ。政府は家庭の負担を減らすために国家が家庭をサポートを提供するという立場をとっている。その代りに、個人は政府に対して主体的に譲歩をしなければならない、とされている。

【筒井】政府に求められているのは個人の安定した生活の保障だ。安定した生活の上に共働き、あるいは家族を作るか作らないかも含めて個人が自由に選択が出来るというのがあるべき姿だ。

【沈】家庭は必ずしも結婚に基づく必要はなく、資源の分配を家族単位にすべきでない。現在の家庭に関する制度も変えていく必要がある。親密圏への政治の介入の意味について、それには民主的な社会では必然的に公民社会の変化が伴うと思う。中国では今日多数のフェミニズム運動家が身柄を拘束されているが、これは

親密圏の変化がもたらしたものだ。逆に公民社会の変化によって親密圏も変わっていくと思う。

5. 第4セッション

二日目の午前、中国の貧困地区の教育支援 NGO 活動家・王小平氏、韓国の人権公益弁護士・柳玟熙氏、台湾の女性支援 NGO 活動家・林秀怡氏、日本の未成年の自立支援ホームの高橋亜美所長からそれぞれ、各国の現状と各自の取り組みについて報告が行われた。

中国の北京天下溪教育諮詢センターの王小平副総幹事からは、中国内陸部のチベット族やトゥーチャ族など少数民族居住地区における、教育と家族の現状について報告された。中国では全国の義務教育普及のため90年代まで農村地区各地に小規模な小中学校がつくられたが、教育内容の質の低下が問題視されていた。このため市や鎮に学校を集約し、1997～2010年までの14年間でおよそ37万校の学校が閉鎖された。

都市に集約された学校では多くの子供たちが家からの通学が困難なため、小学1年生から学校の寄宿舎に住み込みで教育を受けるようになった。例えば四川省アバ・チベット族チャン族自治州では、現在約76%の子供が家庭から離れて寄宿生活を送っている。寄宿生活は衛生状況が劣悪だけでなく家族の愛情を受けることが出来ないため、47%の子供が情緒に問題を抱えている。このため、成長後も孤独感を持ち続け、他者とのコミュニケーションが不得手で自分の家庭を作る

ことが出来なかったり、自分の故郷に戻っても家庭生活だけでなく、牧畜や農業といった生産活動について何も知らないため地元で生活できず、都市の低賃金労働者になってしまうという問題が起きている。こうした農村地域の子供の教育と家庭の問題に対し、北京天下溪教育諮詢センターは地域の文化や習慣、言語を教育する活動を行っている。また、北京天下溪教育諮詢センター以外にも、中国では農村地域の子供を支援する NGO が給食支援や読書促進といった活動を展開していることが紹介された。

韓国の「公益人権弁護士会・希望をつくる法」で活発な活動を展開している柳玫熙弁護士からは、韓国の同性婚をめぐる最近の動向と事例が紹介された。韓国の憲法第11条1項では「すべて国民は法の前に平等である。何人も性別や宗教又は社会的身分により、政治的、経済的、社会的及び文化的生活のあらゆる領域において差別されない」と定められている。しかし現状では、憲法の平等原理に反する法令、無知や偏見に基づいた排除と社会的な差別が存在している。その意味で、映画監督の金趙光秀氏とパートナーの金承煥氏が、2013年に提出した同性パートナーとの婚姻届を拒否した当局を相手取り、訴訟を起こしたのは極めて示唆に富んでいる。同訴訟の審理で原告側は、同性同士の結婚が民法で禁止されておらず、憲法第36条第1項の「両性の平等」の意味と民法上の婚姻制度の意味とは同一であり、従って申請人の婚姻届け出の受理は、基本権を最大限に尊重するという憲法に

合致すると主張した。また当事者である金趙光秀氏は、パートナーが大手術を受ける際にも、自分は保護者として手術の同意書にサインすることが出来ず、他の家族が来ることを待つしかなかったと語った上で、同性カップルは、私的な領域である自分の存在と関係を、なぜ法の前に証明しなければならないのか、と叫んだ。裁判は大きな社会的反響を呼び、マスコミなどに広く報道されたが、同性愛者への反感は依然として根強く、エイズ恐怖や嫌悪を煽る発言も続いている。このような状況なかで、合理的な法理上の議論と社会的な合意の形成に向けた努力が先ず何よりも重要であるとの見解が示された。

台湾の女性の権利保護の NGO である婦女知新基金会の林秀怡主任からは、台湾のフェミニズム運動の状況について報告された。婦女知新基金会ではフェミニズム運動を通して伝統的な異性愛を基礎とする家庭の概念を変えることを目標に掲げ、ジェンダー平等、家庭や職場での女性の権利保護、女性の政治参加などの活動を33年間にわたり展開している。1980年代から90年代にかけて、婦女知新基金会は台湾における家庭や親密圏を規定した「民法・親族編」の改正活動を展開した。法学者と連携した改正法案の策定、記者会見や街頭活動による社会に対する啓蒙活動、立法委員へのロビー活動などを行い、1996年に裁判で違憲判決を勝ち取った。この他にも台湾には依然として姦通罪があり、法律上は性別上の差別はないが、実態は女性の方が姦通罪に

よって起訴される割合が高い。婦女知新基金会は20年間にわたり姦通罪の廃止を訴えているが、姦通罪の廃止は未だ実現していない。また、独身女性に対する差別やケアワークからの女性の開放についても政治的、社会的アプローチから改善に向けて活動を続けている。台湾の NGO は政治と市民社会への働きかけが活発であり、政治とは協力しつつ監督する立場をとっている。ただし、政府がやるべき仕事を NGO が担いすぎると NGO の主体性が失われるという問題もある。台湾では近年、LGBT の問題についても社会の関心が高まっているが、その関心の中心は同性婚にある。地方では同性婚の登記が認められるようになったが形式的なものにとどまっている。同性婚の問題に関心が集まりすぎて、LGBT の人たちの権利の保護や家庭内のジェンダーの問題には関心が払われていないという問題もある。活動の方法に関して、婦女知新基金会では近年 Facebook などネットメディアを積極的に活用し、数枚の写真と簡単な説明で特に若い人たちに主張を訴えかける手法をとっているが、こうしたネットメディアでは複雑な問題について十分に説明ができないことや、ネット上で賛同を得ても実際の運動には参加してもらえないなど課題も多く、韓国などその他の国ではどのように市民活動を展開しているのか、参考にしたいとの問題意識が示された。

アフターケア相談所「ゆずりは」高橋亜美所長から、近年日本で顕在化している子供の貧困の問題について紹介された。

日本において子供の貧困率は年々上昇し、今日323万人、6人に一人の子供が貧困状態にある。先進国の中でも日本は各家庭の教育にかかるコストが高く、親の収入によって進学できない子供も増えている。特にひとり親世帯は子供の貧困の問題がより深刻で、ひとり親家庭の子供の貧困率は54%にのぼる。ひとり親家庭のうち母子家庭の割合が85%だが、離婚後に養育費をもらっている母子世帯はわずか2割で、なおかつ働くシングル・マザーの約半数がパートやアルバイトといった非正規雇用であるため、母子世帯の平均所得は181万円と一般世帯の平均388万円と比べるとかなり少ない。家庭生活の困難さから児童虐待件数も過去24年間で80倍に増加しており、年間90人の子供が虐待によって死亡している。こうした子供の貧困、児童虐待が深刻化する中で、日本は依然として子供のケアを家族や親族に頼るという規範が根強い。例えば、入院や公的支援の申請など、親や家族が当たり前に機能していることを前提とした仕組みになっているほか、母親が子育てのすべてを担うべきとする「母性神話」の風土も残っている。今日、貧困や虐待が増加している現実直面している子供をサポートするためには、家族形態の変容に合わせて制度や規範を変えていかなければならない。昭和26年に制定された日本の「児童憲章」の全文には「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる」書かれている。この憲章の精神にのっとって、社会が家族になる社会を目指すべきであるとの見解が

示された。

20日午後には同日午前中の各活動家の報告に対する質疑応答が行われた。主なやりとりは以下のとおり。

【問】中国でなぜ学校の削減が行われたのか。

【王】学校削減は1997年から開始されており、当時はより質の高い教育の提供が大きな目的であった。当初は小学3年生以下の子供は家の近くでの教育が受けられるよう、小規模な教育拠点が残されていたが、教育の質が低いことが問題視されてこれらも徐々に削減された。2010年以降は学校削減のマイナスの影響が表面化して、上部機関への問題の報告も増えているが、中国は国土が広くなかなか政策の転換が図られにくいため、現在もまだ改善されずにいる。

【問】子供の権利保護において、日本で最も問題のある法制度は何か。

【高橋】法制度に問題はないと思う。児童福祉法1947年、児童虐待防止法は2000年に成立しており、社会の変化に伴って何度も改正されている。さらに、2013年には子供の貧困対策法が成立した。子供の権利保護のための法律は充実している。しかし、これらの法制度は十分に機能していない。問題のある点を探すことよりも、すでにある法制度を十分に機能させることが重要である。また、児童虐待の問題に向き合う意識が社会に醸成されていないという問題もある。法律を機能させるために、より多くの人の子供の問題に対する意識を高める必要がある。また、義務教育の中で子供が自分の権利につい

て知ることや、セクシャリティの教育、命の教育を充実させることも重要だ。

【問】中国で親が出稼ぎに出た留守児童の状況はどうか。中国ではどのような対策が取られているか。また、中国の少数民族地域では家族の問題についてどのような特徴があるか。

【王】中国各地の農村地域は都市への出稼ぎが顕著である。しかしこれは中国の経済発展に起因して発生している問題だ。中国の農村地域は発展に伴う数々の問題に直面している。民間では「あらゆる人の故郷が危機に瀕している」とも言われている。少数民族地域の家族の問題について、中国はあまりにも広く人口が多いので、特定の文化とそれに起因する問題を考慮した国の政策はない。

6. 総括

二日間の討論を終え、遠藤乾教授から以下のような総括が行われた。

今回の北海道ダイアログでは、家族変容、社会変容、政策の三つの次元で親密圏の変化を捉えることをテーマに据えたが、基本的には東アジアに共通する現状として、近代化とグローバリゼーションという大きなトレンドがあり、家族とか親密圏を含めた商品化、個人化の進展や平等化の不足が表面化している。そうした中で親密圏も多様化し、リスク対応が図られているがその対応のアプローチも多様化している。家族、家庭を形成することもリスク対応だとの指摘だったが、問題は国家、社会、個人によるリスク対応自体がリスクになるという点であろう。個人－親密圏、市民社会－国家というそ

それぞれの「圏」の自立性も問題になるだろう。方法もまた一つのテーマだった。親密圏の維持、再生のために教育を重視したり、保護する施設を作る、あるいは法律を策定／改定したり法廷闘争をするといった、それに対処する方法も今回の議論のテーマであった。政治学者、山口二郎の福祉政策の分類、リスクの「社会化－個人化」、政策の「普遍的－裁量的」という2軸のコンセプトに照らせば、リスクの個人化を避けつつ、多様化する親密圏に対していかに普遍的な政策を打ち出していくかということではないかと思う。

次いで筒井淳也教授から以下のような所感が述べられた。

日本でも福祉国家論が議論されるようになっており、日本は家族と企業に福祉を頼る家族主義に分類されている。家族主義の限界が今回の議論で良く見えてきたと感じている。東アジアは少子化問題に直面しており、この問題を解決するために男女共働きを促進すべきだと思う。他方で、共働きは男性も女性同様に家事を担う、というジェンダー家族の概念が前提となっており、従来の家族主義の性別による役割分担という考え方から脱却できていないという問題もある。しかしながら、そうした親密圏の多様化により旧来の家族の枠組みからこぼれ落ちた人々を政策によってサポートするためには財源が必要であり、国家の財政を衰退させる少子化をまず先に食い止める必要がある。少子化対策のための共働きやジェンダー家族を肯定しつつ、そうした生き方をしない人をサポートする、相反する課題を同時に解決することが求められ

ている。

また、中央大学の申光榮教授からは次のような意見が出された。

4つの国と地域はいずれも家族の問題が顕在化しており、離婚率や貧困率の上昇、出生率の低下に直面している。しかしながら、スウェーデンと米国では離婚率が高いが、子供は親の離婚の影響を受けないため取り立てて家族の危機は叫ばれていない。欧米の状況から考えると国家による福祉は、国家の介入と個人の自由が並立する状態を目指すべきである。国家の介入をある程度認めつつ、親密圏を自立させるためには、男性／女性、子供それぞれ能力の向上が必要だ。我々東アジア地域は個人にフォーカスした方向を模索すべきではないか。

続いて、沈秀華准教授より以下のようなコメントがあった。

親密圏の変容に対して不平等をなくし人々の幸福を追求するには国家に対して政策を変えるよう訴えることが最も重要な解決策だと思う。しかしながら、国家による制度を変えるだけでなく、最近では、社会の規範に対する考え方、文化の変化も重要だと感じている。NGOの活動を通じて思うことは、我々の社会活動は国家のために行うのではなくあくまで市民のためのものだ。市民を変えるためには教育や社会規範の変化が大切だと実感している。

最後に林成蔚教授より以下のような今回の北海道ダイアログに対する感想が述べられた。

二日間の議論を通じ、親密圏というキーワードを通じて4つの国と地域に存在

する、学者と実務家、文化的、社会的、世代的な様々なギャップを感じる事ができた。違いを知ることによって自分の視野を広げつつ、リアルな社会と向き合う有意義な時間であった。各国の進歩的でリベラルな知識人は往々にして現状を批判し脱構築することで満足し、異なる意見に耳を傾けようとしないという問題点がある。そうした問題を乗り越えるために、北海道ダイアログでは毎年学者だけでな

く、実務家にも参加してもらい議論に広がりをもたせるようにしているが、例年同様、今回の北海道ダイアログでも参加者はいずれもギャップに向き合い、それを議論し合うという体験を共有できたと感じている。

(北海道大学公共政策大学院専任講師
西本 紫乃)